

平成 30 年度 第 2 回春日井市廃棄物減量等推進審議会議事録

1 開催日時 平成 30 年 10 月 22 日 (月曜日) 午前 10 時 00 分～午後 11 時 00 分

2 開催場所 春日井市役所 3 階 301・302 会議室

3 出席者

- 【会 長】 学 識 経 験 者 行本 正雄 (中部大学教授)
- 【副会長】 市 民 村瀬 よしゑ (春日井市婦人会協議会)
- 【委 員】 市 民 神田 海志 (公募委員)
- 堀内 和弘 (公募委員)
- 中藤 幸子 (特定非営利活動法人ワーカーズかすがい)
- 二宮 久夫 (かすがい環境まちづくりパートナーシップ 会議)
- 石原 美恵子 (かすがい女性連盟)
- 事 業 者 宮川 歩 (三和清掃株式会社)
- 武田 直寛 (株式会社清水屋)
- 学 識 経 験 者 武田 誠 (中部大学教授)
- 広川 雄三 (3R 推進マイスター)
- 【事務局】 環 境 部 長 大橋 弘明
- ごみ減量推進課長 児島 由典
- 清掃事業所長 梶田 典生
- クリーンセンター所長 丹羽 昇
- ごみ減量推進課
- 課 長 補 佐 館 克昭
- ごみ減量担当主査 河村 明成
- 管 理 担 当 主 査 杉浦 茂匡
- ごみ減量担当主任 川口 良子
- 【オブザーバー】 岐阜県公衆衛生 豊田 崇文
- 検査センター 石岡 千愛紀

※欠席者 事業者 山田真平 (春日井商工会議所)

#### 4 議 題

- (1) 春日井市ごみ処理基本計画（中間案）について
- (2) 春日井市災害廃棄物処理計画（中間案）について
- (3) その他

5 傍聴者 1人

6 会議資料 別添の通り

#### 7 議事内容

##### (1) 開会

事務局 開会あいさつ

情報公開について説明。

以後の議事進行につきましては、春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第5条第1項に基づき、会長が議長になると規定されておりますので、行本会長にお願いしたいと思います。

行本会長 では、次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

先ほど、事務局より情報公開について説明がされました。

当審議会の会議は、「原則公開」となりますのでよろしくお願ひします。

なお、本日の傍聴者は、1名の方がおみえになっております。

それでは、次第に従いまして議事を進めてさせていただきますが、本日の会議は、正午までを予定しておりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

なお、本日の委員出席者は11名であることから春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第5条第2項に規定される「委員の半数以上出席」の要件を満たすことから有効であることを申し添えます。

続きまして、議題(1)『春日井市ごみ処理基本計画（中間案）』について事務局より説明をお願いします。

##### (2) 議題1 春日井市ごみ処理基本計画（中間案）について

事務局 資料1及び別紙1に基づき、「春日井市ごみ処理基本計画（中間案）」について説明。

行本会長 議題(1)につままして、事務局より説明がありましたが、質問はござい

ませんか。

中藤委員 前回の審議会では戸別収集について、市民の立場からは懸念があるので難しいのではないかという意見を出しました。それに対して、文言を変えて下さったようですが、後半の部分にはまだ残っているようです。今の説明の中ではあくまで選択肢の一つとして検討し、その結果行わない、行えないこともあると話がありました。行わない、行えない事情について、どういったことを想定していますか。

事務局 戸別収集に限らず、他の収集方法であっても様々なリスクがあり、必ずしもスムーズにいくとは限らないと考えているため、そのような表現となりました。

文言については、他の方法も含めた1つの案として残させて頂きました。

中藤委員 これまでの流れの中で何か変化が伴う場合、市民の側から見ると、NPOの自分たちがこれまでやってきたことが間違っていたのかと、間違いが行われると思います。その中で、自分たちが改める方法があったらよいのですが、市が市民のことを無視して勝手にやっていくことがないように、重々、合意形成を図りながら進めていって頂きたいと思います。

広川委員 戸別収集は名古屋市でも行っていますが、人口密度を考えたとき、名古屋市は平方キロメートルあたり7,000人に対し、春日井は3,300人です。名古屋市は効率が良い収集を行っていると言えますが、春日井市では収集運搬車や委託料が、名古屋市の2倍以上掛かることが想定されます。

因みに名古屋市のごみの収集運搬コストは104億円です。人口が春日井の7倍あると仮定してその7分の2のコストが掛かるということになります。非常に難易度が高いと考えています。

5年以内に中間の見直しの機会があるので、その時には結論を出して頂きたいと思います。

事務局 確約はできませんが、検討します。

広川委員           ごみの有料化の項目があったと思いますが、これも非常に難しいと思います。成功している自治体もあれば、失敗しているところもあります。早い段階で有料化に取り組んだ自治体は、途中で一度も有料化の見直しされていない場合は有料化していない他の自治体とかわりない状況です。

                  愛知県内では去年は知多市、今年には田原市が有料化を始めました。今年中に尾張旭市も結論を出すと思われます。尾張旭市はごみ排出量が県の平均値や全国平均値より低い都市です。もし実施されたなら、尾張旭市の排出量を継続して注目したいと思います。

                  成功するかしないかは五分五分だと思っております。

                  因みに、県内では38都市の中で13都市が有料化を行っていますが、半分は成功、半分は失敗しています。上手くいってないところは、指定袋の料金がリットルあたり1円以下の所が多く、2円以上であれば上手くいっています。市民が負担だと思えば排出量は減ると考えられ、負担だと思わず、慣れてしまえばごみは減らないのだと思います。

武田誠委員       何をもって成功、失敗と言っていますか。

広川委員           市民が負担だと思えばおそらく減るでしょうが、負担だと思わなければふつうのごみ排出量になるだろうと思われる、ということです。成功している所は市民が負担に思っている所です。

武田誠委員       減ることを上手くいっている、成功していると言っているのですか。

広川委員           10年間くらいのスパンでどのくらい減量できたかです。大体15%減量していれば成功。せめて他人が見たときに全国の排出量より下回っていて欲しいと思う。それぞれの都市で目標値はあるかもしれませんが。

行本会長           身近なところだと、レジ袋の有料化があります。皆さんがエコバックを持って行かれるでしょう。

石原委員           1ページ目の計画の背景ですが、前半に国のありかた、後半に春日井の事が書いてありますが、最新の出来事が記載されていません。

                  下にスペースが残っているので、その間に「2018年6月15日には海洋漂着物処理推進法が改正され、6月19日には第4次循環型社会形成推

進基本計画が閣議決定されました。また、平成30年度の環境白書では持続可能な社会を目指して倫理的消費とシェアリングエコノミーの推進、食品ロスの削減など、ライフスタイルの転換が求められています。」という文言を入れて頂きたいと思います。

行本会長 事務局の方で、後で検討してください。

それでは、皆さまからいただきましたご意見等を踏まえまして、事務局で検討いただくこととなりますので、よろしく申し上げます。

次に、議題(2)「春日井市災害廃棄物処理計画(中間案)」について事務局より説明をお願いします。

(3) 議題2 春日井市災害廃棄物処理計画(中間案)について

事務局 資料2に基づき、「春日井市災害廃棄物処理計画(中間案)」を説明。

行本会長 事務局より説明がありました。ご質問はございませんか。

石原委員 26ページの避難所の仮設トイレについて、長期化する場合20人に1基を設置しますとありますが、スフィア基準というものに、そういう場合のトイレの数は、男性1に対して女性3の割合にすると書いてあるそうです。ここまで書いてあるので、是非その部分も書けないのでしょうか。女性や弱者に対する配慮については今とても大きな課題になっているので、是非ご検討頂きたいと思います。

事務局 勉強不足でした。後で検討させて頂きたいと思います。

行本会長 県の災害廃棄物処理計画の中では、これと同じ文言が書いてありますか。

事務局 平成28年度4月の「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」には全て記載されております。計画にはこのガイドラインを参考にして設置・管理を行いますという表記が書いてありますので、ガイドラインに記載されている部分は実施をする予定です。

石原委員 ここに記載はしないけど、実施はする予定であるということですか。

事務局 ガイドラインには他の事も記載されています。その全てを記載するわけにはいかないの、細かな部分の記載の予定はありませんでしたが、記載する方向で検討させて頂きます。

中藤委員 春日井市の太陽光発電のパネルをつけた施設はあちこち見かけますが、パネルを外すときや、台風の影響でパネルが落ちたり破損したりした時に感電したりと、そういうトラブルはありませんでしたか。

事務局 台風 21 号の時、レディヤンの一部と東部の一部の 2 件で破損したと事例は聞いていますが、どちらも事業者さんに対応して頂きました。

中藤委員 災害の場合は市の職員や民間が行うことがあると思います。57 ページに記載してあるように、感電等の危険性はありませんか。

事務局 地震でパネルが破損することはあります。より詳しく記載をした方が良いのではないかとのご意見ですか。

中藤委員 そうではなく、回収に関わる市の職員や民間の方が、専門の方から研修を受けても良いのではないかと思ったのです。

事務局 太陽光パネルは蓄電池ですから、地震で破損した場合は不用意に触る事で被害にあう可能性があります。そういった場合は設置事業者やメーカーの指示を受けながら、処理をしていかざるを得ないのかもしれない。

当然講習会や、有事の時にどう対応するか、そういう部分については適切な処理が出来るようにしくみを作っていくのも 1 つだと思いますので、そちらの方は今後の検討課題だと思います。

太陽光パネルの設置事業者もおられますので、どういう風に対応したらよいか、聞き取りをしながら対応について検討していこうかと思えます。

行本会長 全般的な質問はございませんか。

広川委員 『春日井市ごみ処理基本計画』に戻りますが、36 ページの図 4-1 に資源化物という表現があります。

普通、古紙の場合は直接資源化品に、クリーンセンターで処理されるものは施設内資源化品になります。そして 3 つ目が集団回収で、この 3 つで資源化率が算出されるものですが、資源物という表現には違和感を感じます。

資源化物と施設内資源化品と直接資源化品に分けて頂きたいです。

過去に資源化物という言葉が出てくればよいのですが、いきなり出てきました。

施設内資源化、直接資源化というのは環境省の一般廃棄物処理実態調査の中の、ごみ処理フローに出てきます。

事務局 注釈を入れる方がよいというご意見ですか。

広川委員 注釈を入れるか、資源物の文言を変えるかをして頂きたい。

事務局 表記につきまして検討させていただきます。

武田誠委員 今のご意見は6ページに書かれている内容のことだと思えます。

右側に資源物の定義が記載されています。

広川委員 記載されているのは生活排出ごみだけで、クリーンセンターで資源化される鉄やアルミが含まれていないこの定義には違和感を覚えます。クリーンセンターでも資源を回収しているということを市民に理解してもらう意味で申し上げています。

武田誠委員 おそらく、市の定義と広川委員の定義は違うのではありませんか。市で言われている定義ならこれでも良い気がします。

行本会長 市民にわかりやすく記載するのがよいと思います。

石原委員 先ほどの太陽光発電の取り扱いについて補足ですが、「春日井市災害廃棄物処理計画」の53ページを見たらとても詳しく書いてありました。

行本会長 それでは、皆さまからいただきましたご意見等を踏まえまして、事務局で検討いただくこととなりますので、よろしくお願ひします。

最後となりますが、議題(3) その他につきまして、事務局より何かありますか。

(4) 議題3 その他について

事務局 パブリックコメント、次回審議会の開催日等について説明

(5) 閉会

行本会長 ありがとうございました。


以上をもちまして、本日の全ての議題を終了させていただきます。

各委員の皆様には、大変お忙しい中、長時間にわたりご審議をいただき、ありがとうございました。

8 その他

上記のとおり平成 30 年度第 2 回春日井市廃棄物減量等推進審議会の議事経過及びその結果を明らかにするためにこの議事録を作成し、会長及び副会長が署名及び押印する。

平成31年1月7日

会長 行本正雄 

副会長 村瀬貞よし 